○総務省令第十二号

お その 玉 **|**会議 効力を有することとされる同 員互 助年金法 施行令を廃止する等の政令 令第 条 \mathcal{O} 規 定に (平成十八年政令第七十三号) よる 廃 止 前 \mathcal{O} 国 <u>[</u>会議] 員 互 助 年 附則第二項の規定によりな 金 法 近施行· 令 (昭 和三十三

年 を改正する法律 政令第百四十三号) (昭和二十八年法律第百五十五号) 第四十 条の規定に基づき、 及び 附則その他恩給に関する法令を含む。)) 恩給; 法 (大正十二年法律第四十八号) を実施するため (恩給 法 部

0)

恩給: 給 与 細 温則及び 国会議員 互助年金法施 行規則を廃 止する等の省令附則第二条の規定によりなおその 効力

を有することとされる同 令第 条 \mathcal{O} 規定による廃 止前 \mathcal{O} 国会議 員互助 年金法 施 **紀行規則** の 一 部を改正する省令

を次のように定める。

平成二十九年三月二十四 日

総務 大臣 Щ 本 早苗

恩給給 与細 則 及 グび 国 会 「議員 互 一助年, 金法 施行 規 則 を廃っ 止す る等 の省令附 則 第二条 \mathcal{O} 規定 に より な お そ \mathcal{O}

効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一 部を改

正する省令

(恩給給与細則の一部改正)

第一条 恩給給与細 則 昭昭 和二十八年総理府令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十条の二 一第 項 中 「(受給者 \mathcal{O} 請 求により一月に支給すべ き恩給をその前年の十二月に支給する場合に

はその月)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、受給者の請求により一月に支給すべき恩給をその前年の十二月に支給する場合にはその月の二

十一日 (その 日 が 日 曜 日等に当たる場合は、 その 日 0 直前 \mathcal{O} 日曜 日等でない日)とする。

第十 条 第 項第一 号 中 「戸籍謄本」 を 戸 籍 の謄本又は抄本」 に改める。

別紙第三十八号書式を次のように改める。

第三十八号書式

傷病者遺族特別年金の請求に関する中立書

私は、公務員(旧軍人)が下の表の年金を受けていなかったことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

年 金 制 度	年 金 の 種 類
恩給法	普通恩給
旧国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。)	退職共済年金 障害共済年金 退職年金 減額退職年金
旧地方公務員等共済組合法	障害年金

される同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正)

第二条 国会議員互 助年 金法 施行規則を廃 止する等の省令 (平成十八年総務省令第四十九号) 附則第二条の

規則 (昭 和三十三年総理府令第四十一号) の 一 部を次のように改 正する。

規定により

なおその効力を有することとされる同令第

条の

規定

による廃

止前

の国

会議員互

助年

金法施行

第七条第二項第一号中 「戸籍謄本」 を「戸籍の謄本又は抄本」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。